

## 関係住民意見の反映のあり方について（案）

円山川河川整備計画を策定するにあたっては、関係住民の意見を聞き、計画に反映させることが河川法で定められています。

円山川流域委員会では住民意見の反映のあり方について審議し、河川管理者に意見を述べる必要があります。

これまでの委員会から抽出される関係住民意見の反映のあり方に関する主な意見は、以下のとおりです。

関係住民意見をどのように聴取するか。

（誰が（国土交通省、流域委員会）どのような手段で、どの時期に）

聴取した意見をどのように取り扱うか。

（誰が意見の整理・分析を行うのか、またその整理・分析方法はどのように行うか）

聴取した意見がどのように取り扱われたのか、その結果を如何に伝えるか。

（誰が、どのような手法で、どの時期に）

このような点を踏まえ、住民意見の反映のあり方に関する基本的な方針について審議する必要があります。

### 1. 住民意見反映のあり方に関する審議事項

以下に審議事項と考え方の例を示します。

(1) 河川整備計画への意見聴取並びに聴取した意見を反映させるための整理作業は、誰が行うか。

流域委員会があり方の意見を述べ、河川管理者が行います。

その他

(2) 住民意見の聴取は、どの時期、何に対して行うか。

河川管理者が河川整備計画(原案)を提示する段階で、原案を説明し、原案に対して意見を聴取します。

河川管理者が原案をつくる過程で、河川整備に関する意見を聴取します。

河川管理者が原案をつくる過程と原案を提示した段階の二段階で、意見を聴取します。

(3) 意見聴取する対象住民はどの範囲までとするか。

流域住民に公平な意見反映の機会を設けるために、全流域の住民すべてを意見聴取対象とします。

京阪神地域の住民の来訪に配慮し、流域外住民も含めて意見聴取の対象とします。

直轄管理区間内住民を対象とします。

(4) 住民意見反映にあたっては、河川管理者が「原案」を提示する段階または「原案」をつくる過程で、様々な広報手段を用いて必要な情報を確実に伝えることが重要となる。このときの広報手段はどのような方法を執るべきか。

次ページの住民意見反映の手順(案)に示した広報手段を用います。

内容の説明を行うことが有効であることから、国土交通省の激特事業進捗状況の説明にあわせて整備計画の説明を行います。

その他

(5) 聴取した意見の整理はどのような考え方で原案への反映に結びつけるか。

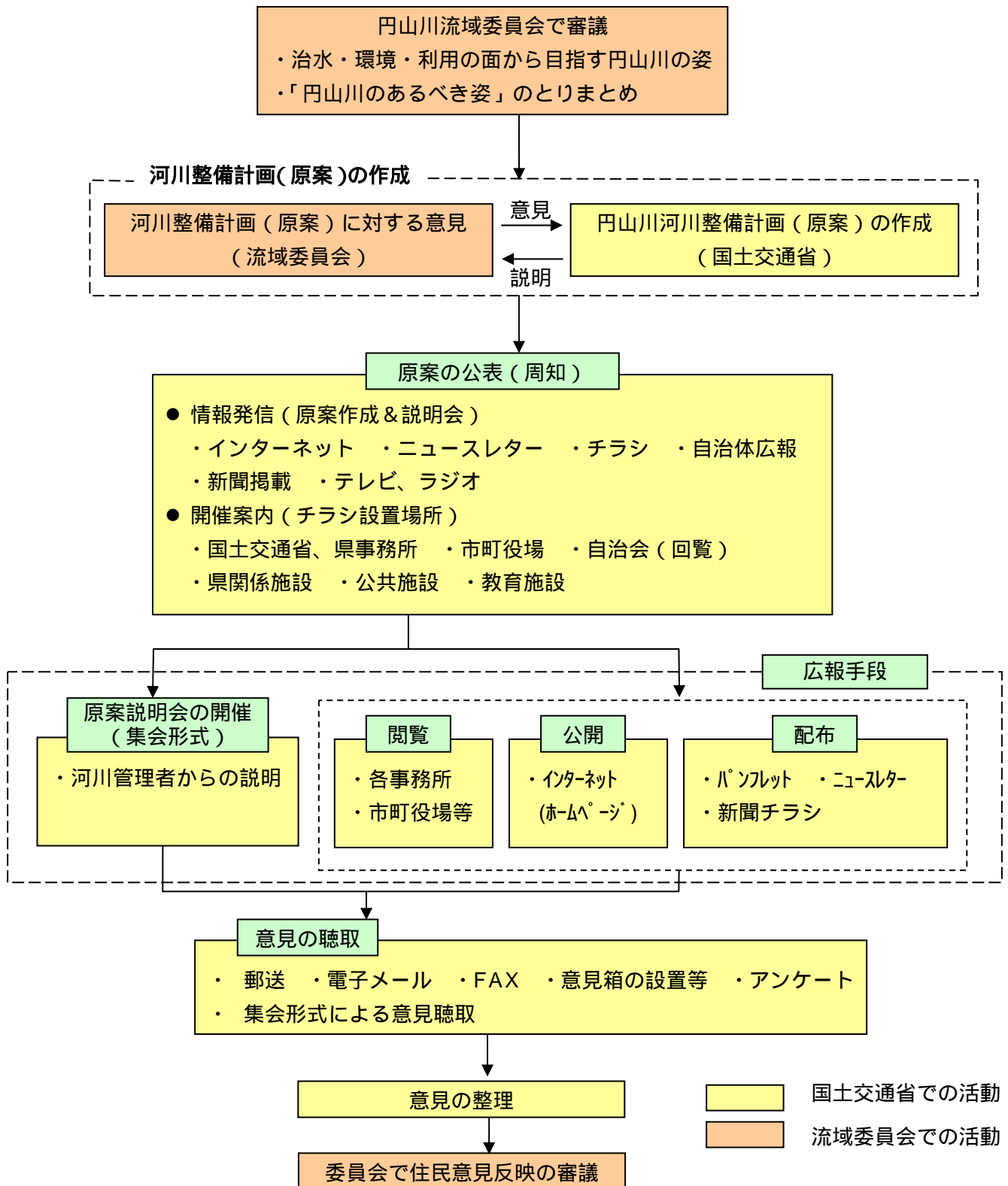
「円山川のあるべき姿(集約フロー)」の項目に沿って分類・整理し、それぞれ大項目ごとの主要な意見としてまとめます。

「原案」の目次(大項目)に沿って分類・整理し、それぞれ主要な意見としてまとめます。

その他

## 2. 住民意見反映の手順

以下に住民意見反映の手順(案)の大筋を示しました。



住民意見反映の手順(案)・・・(原案に対し意見聴取するとした場合)

### 3. 集会形式開催要領(案)

#### (1) 開催主体

河川管理者が主催で実施します。

流域委員会の委員は意見聴取の場にオブザーバとして参加します。

#### (2) 開催時期

河川管理者から「河川整備計画(原案)」が提示された段階とします。

なお、公聴会、説明会等各種集会の開催時期は、河川整備計画(原案)の十分な周知を図る広報期間を執った後とします。

#### (3) 開催場所

案・・円山川全流域を1ブロックとして豊岡市で開催します。

案・・円山川流域を上流域、下流域に分け、2ブロックで実施します。

上流ブロック：養父市(旧関宮町、大屋町、養父町、八鹿町)

朝来市(旧和田山町、朝来町、山東町、生野町)

下流ブロック：豊岡市(旧豊岡市、城崎町、日高町、出石町、但東町)

#### (4) 開催方法

・集会形式で住民の参加は自由

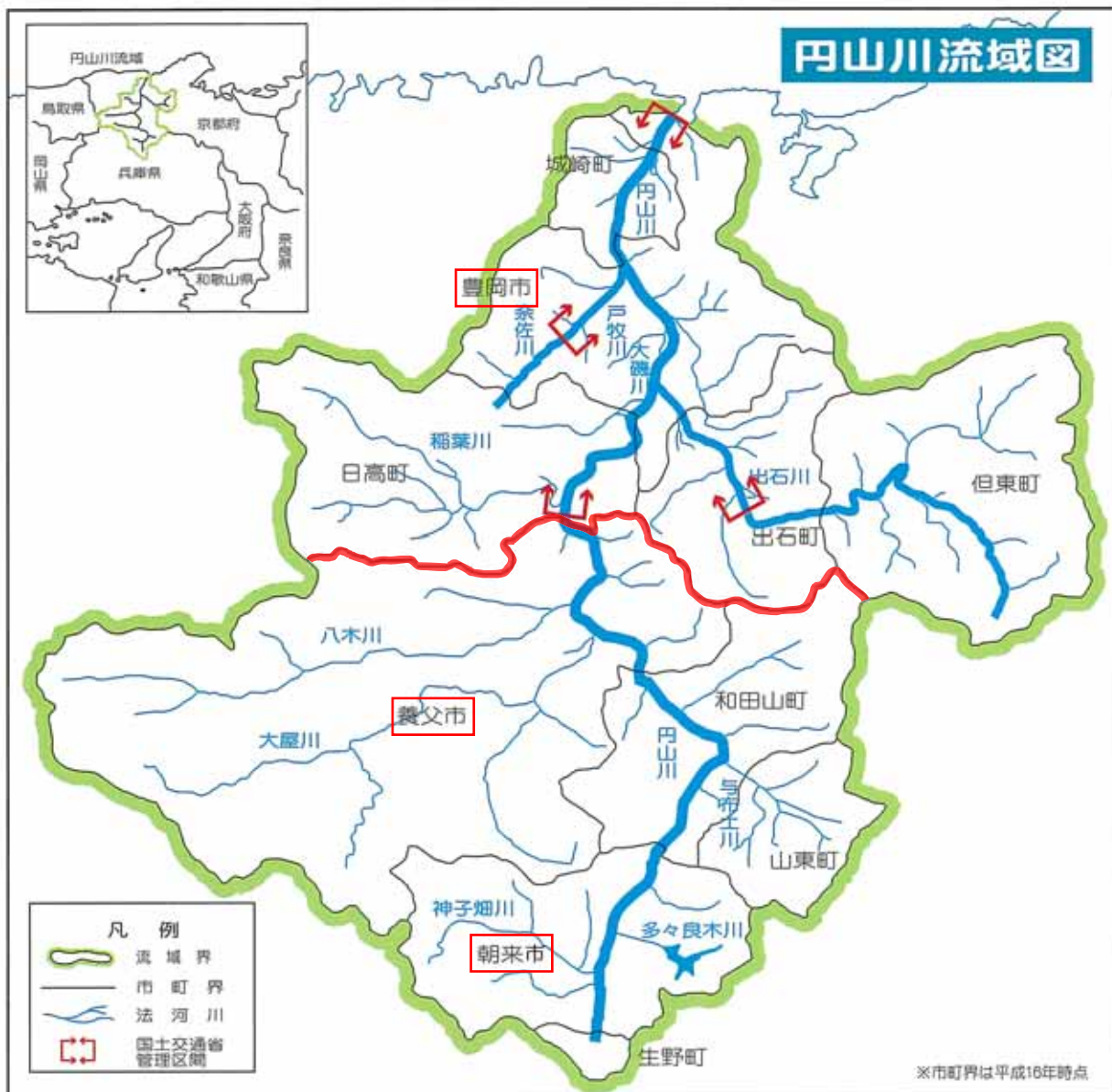
・河川管理者から河川整備計画策定制度に関する説明、流域委員会での審議結果および河川整備計画(原案)の説明を行い、引き続き参加者から意見を聴取します。

#### (5) 開催回数

説明会等の開催は原則的に1回としますが、地域の状況に合わせて勉強会やフォーラムの形態で開催を考えます。

#### (6) 「原案」の概要版等

「原案」を分かりやすくするため、概要版等を作成し、内容を理解してもらえよう努めます。また、河川整備計画の策定制度や住民意見反映手順を分かりやすく明示します。



河川整備計画（原案）説明会等開催区域